別表十一(四)の記載要領第一号中「「特別勘定に経理した金額　㉕」」を「「特別勘定に経理した金額　㉙」」に改める。

別表十一(五)の記載要領第一号中「。以下この号において「平成26年改正法」という。」に、「、平成26年改正法附則第90条第８項（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第65条の７から第65条の９まで」及び「、平成26年改正法附則第122条第８項（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで」を加える。

別表十一(七)を削り、別表十一(六)を別表十一(七)とし、別表十一(五)から別表十一(十一)までを一表ずつ繰り上げる。

別表十四(二)の記載要領第一号中「若しくは第２項」を「又は第２項」に改め、「又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第８項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第１項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」を加える。

別表十四(五)の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・

に、

譲　渡　対　価　の　額

を

譲　渡　収　益　の　額

に改める。

別表十四(七)の記載要領中「第63条第２項（長期割賦販売等」を「第63条第１項（リース譲渡」に、「同項」を「同条第２項」に改め、「の益金又は損金算入」を削る。

別表十六(一)の記載要領第十一号中「(次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。)」を削り、同第十一号を削り、同第十二号を同第十一号とし、同第十四号を同第十三号とし、同第十五号を同第十四号とする。

別表十六(二)の記載要領第十一号中「(次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。)」を削り、同第十一号を削り、同第十二号を同第十一号とし、同第十四号を同第十三号とし、同第十五号を同第十四号とする。

別表十六(三)の記載要領第九号中「(次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。)」を削り、同第十号を削り、同第十一号を同第十号とし、同第十二号を同第十一号とし、同第十三号を同第十二号とする。

別表十六(四)の記載要領第二号中「(次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。)」を削り、同第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号中「第15号」を「第14号」に改め、同号を同第五号とする。

別表十六(六)の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、法人が租税特別措置法第52条の３（準備金方式による特別償却）(震災特例法第18条の６第１項前段（準備金方式による特別償却）の規定により震災特例法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。)附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）(震災特例法第26条の６第１項前段（連結法人の準備金方式による特別償却）の規定により震災特例法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

(1)　所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)から(4)までにおいて「平成28年旧措置法」という。)第42条の６第６項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(2)　平成28年旧措置法第42条の12の５第６項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(3)　平成28年旧措置法第68条の11第６項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(4)　平成28年旧措置法第68条の15の６第６項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

別表十六(九)の記載要領第三号を削る。

別表十六(十一)の表を次のように改める。